

北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程

〔平成29年2月17日〕
企業管理規程第1号

改正	平成30年3月1日	企業管理規程第2号
	平成31年3月1日	企業管理規程第1号
	令和2年3月1日	企業管理規程第1号
	令和2年12月1日	企業管理規程第10号
	令和4年3月31日	企業管理規程第8号
	令和5年3月1日	企業管理規程第1号
	令和6年3月1日	企業管理規程第1号
	令和6年12月1日	企業管理規程第9号
	令和7年3月21日	企業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年北播磨総合医療センター企業団条例第号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定める。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 企業長は、条例第2条の規定に基づき、選考により任期を定めて採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(辞令の交付)

第3条 企業長は、次の各号に掲げる場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことが適当であると認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

- (1) 任期付職員を採用した場合
- (2) 任期付職員の任期を更新した場合

- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合
(特定任期付職員の給料及び号給の決定)

第4条 条例第4条第1項に規定する企業管理規程で定める給料表は、次のとおりとする。

号 給	給料月額
1号給	392,000円
2号給	440,000円
3号給	492,000円
4号給	555,000円
5号給	634,000円
6号給	740,000円
7号給	864,000円

2 条例第4条第2項に規定する企業管理規程で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

第5条 削除

第6条 削除

(特定任期付職員についての期末勤勉手当)

第7条 特定任期付職員に対する給与規程第23条の規定の適用については、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の95」とする。

2 特定任期付職員に対する給与規程第24条の規定の適用については、同条第3項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と

する。

(一般任期付職員の給料月額決定等の特例)

第8条 新たに一般任期付職員(条例第2条に規定する一般任期付職員をいう。以下同じ。)となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第14号。以下「初任給規程」という。)別表第2に定める級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給規程別表第6に定める初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、現に在職する他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日企業管理規程第2号抄)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第5条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)別表第7の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例規程(以下「任期付職員規程」という。)第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成29年4月1日から適用する。

- 3 第3条の規定（給与規程第24条及び附則第5項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第5条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）による改正後の初任給等規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定（給与規程第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定

を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員就業規程の規定、第4条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の勤務時間等に関する規程の規定、第6条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第8条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第12条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第6条の規定（給与規程第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第12条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第6条の規定による改正後の給与規程又は第12条の規定による改正後の任期付職員規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合において、第6条の規定による改正前の給与規程又は第12条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年12月1日企業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日企業管理規程第8号抄）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日企業管理規程第1号抄）
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第5条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第3条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和4年12月1日から適用する。

附 則（令和6年3月1日企業管理規程第1号抄）
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第5条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇

給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「会計年度給与規程」という。）（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和5年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与規程第23条及び第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第3条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和5年12月1日から適用する。
（給与等の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与規程、第3条の規定による改正後の任期付職員規程又は第6条の規定による改正後の会計年度給与規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程、第3条の規定による改正前の任期付職員規程又は第6条の規定による改正前の会計年度給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和6年12月1日企業管理規程第9号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第5条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「会計年度給与規程」という。）（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和6年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定（給与規程第23条及び第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第3条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和6年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程、第3条の規定による改正後の任期付職員規程又は第6条の規定による改正後の会計年度給与規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程、第3条の規定による改正前の任期付職員規程又は第6条の規定による改正前の会計年度給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年3月21日企業管理規程第3号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。